

大分県報

令和八年
第七〇二号
五月一日

（金曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託
付保義務の発生
土地改良区の役員の就退任

○告示

大分県告示第二百四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和八年五月一日

土地改良区名	所在地	認可年月日
日田市土地改良区	日田市	令八・四・一四

大分県告示第二百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和八年五月一日

令和八年五月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人森林ネットおおいた

大分市花園二丁目六番四十六号

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第二百六号

東中浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和八年五月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、岩戸井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和八年五月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	羽田野 文昭	豊後大野市清川町白尾四四三番地

大分県報（告示・公告）

令和八年五月一日

大分県報（公告）

二

（就任役員）

役名

氏名

住

所

理事

新野二郎

豊後大野市清川町白尾三二五番地一